

## ～宜野湾市 住居表示 NEWS 第1回～

住居表示は、住所をわかりやすくし、お住まいの方や訪問して来る方の利便を図る制度で、住居表示に関する法律(昭和37年施行)に基づき、宜野湾市の市街地でも順次実施してまいりました。このたび、令和5年2月下旬に“宇地泊地区”において住居表示を実施する予定です。

この制度を皆様に知って頂くため、“宜野湾市住居表示NEWS”として不定期に更新します。

### Q 住居表示って何？

A 現在の住所の表し方を変更するものです。現在の住所は土地の地番による住所の表し方となっています。これを市で定めた基準に基づいて順序よく建物に番号を付けることで分かりやすい住所とし、日常生活の便宜が向上することを目的としています。

### Q 住居表示はなぜするの？

A 現在、宇地泊住居表示対象地区の住所の表し方は土地の地番によって住所を表しています。しかし、土地の地番は分筆・合筆を繰り返すことにより枝番が増えて住所が複雑になったり、大きな土地に複数の建物が建つ場合、同じ住所となってしまうことがあるため、わかりにくくなってしまうます。その結果、郵便物等が間違っって配達されたり、緊急時や災害時等の急を要するときに、その建物にたどり着くのに時間がかかってしまうこともあります。

これを解消するため、「住居表示に関する法律」に基づき住居表示を実施し、道路や河川で「丁目」の境界を定め、どなたでもわかりやすい住所となる事を目指しています。なお、住居表示をすることで、

1. 土地の分合筆が起きても複雑な住所とはならない
2. 初めての来訪者でも容易に到達しやすくなる
3. 配達・郵便等の効率化
4. 救急車・消防車等の緊急車両が目的地への到達が早くなる

などが期待できます。

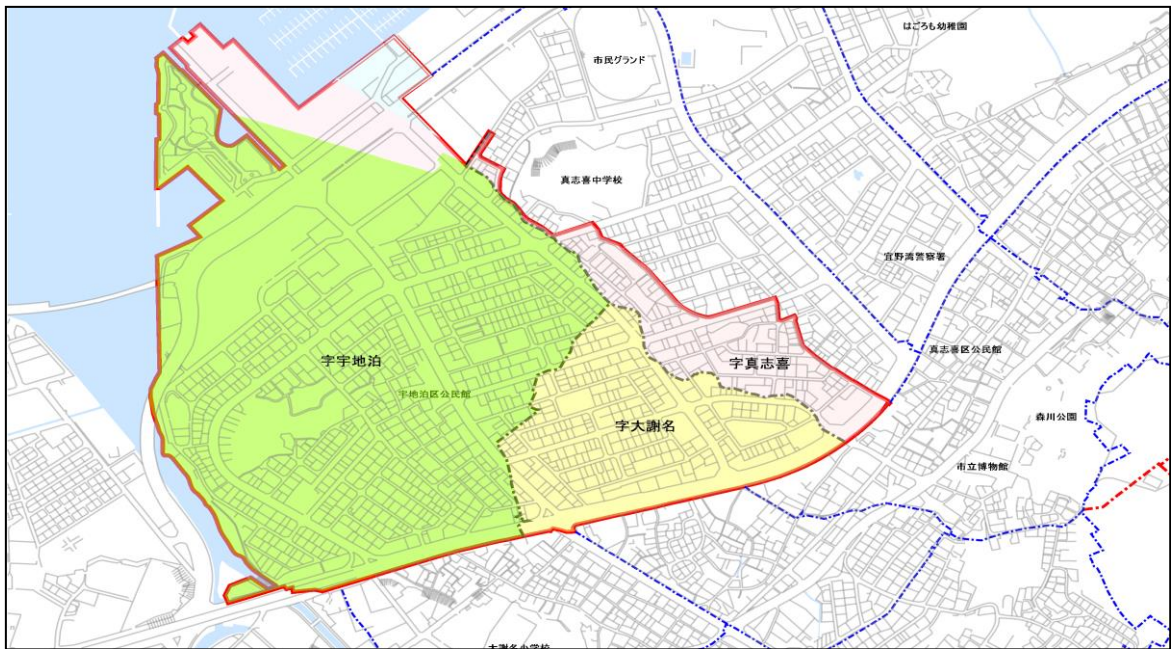
### Q いつ実施するの？

A 令和5年2月下旬を予定しています。

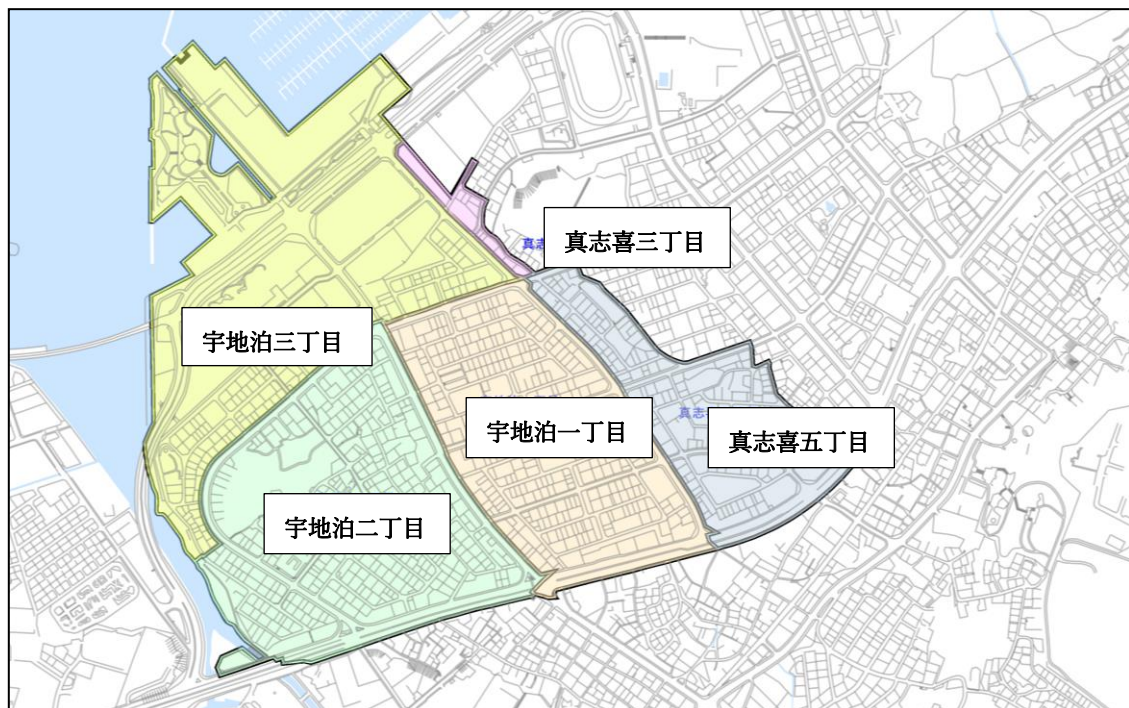
Q どの地域が対象なの？

A 令和4年度の実施対象は宇地泊地区となっています。

宇地泊地区住居表示整備事業実施区域 **実施前**



宇地泊地区住居表示整備事業実施区域 **実施後**



**Q 住居表示したら何が変わるの？**

A 住所・本籍・不動産の表しかたが変わります。

①住所の表し方

旧 宜野湾市 字〇〇 ●●番地●●



新 宜野湾市 〇〇▲丁目 ▲番 ▲号

②本籍の表し方（実施区域内に本籍がある方のみ）

旧 宜野湾市 字〇〇 ●●番地●●



新 宜野湾市 〇〇▲丁目 ●●番地●●

③不動産の表しかた（実施区域内に不動産がある方のみ）

旧 宜野湾市 字〇〇 ●●番●●



新 宜野湾市 〇〇▲丁目 ●●番●●

**Q 自治会や学校区も変わるの？**

A 住居表示は住所の表し方についての制度であり、自治会や学校区は変わりません。

**Q 郵便番号は変わるの？**

A 字大謝名に住所がある方は以下のように変更されます。

①字大謝名（901-2225）⇒真志喜（901-2224）

②字大謝名（901-2225）⇒宇地泊（901-2227）

その他地域の郵便番号の変更はございません。

**Q 個人で手続きするものはあるの？**

A 住居表示実施日以降、住民基本台帳や選挙人名簿など市役所にある公簿類の住所は自動的に変更されますが、以下のように個人で住所変更の手続きが必要になるものがあります。手続きについてご不便やお手間をおかけ致しますが、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

市が自動的に  
書き替えるもの

- ・住民基本台帳
- ・印鑑登録原票
- ・戸籍データの書き替え
- ・選挙人名簿や学齢簿など、市が管理する各種名簿の住所欄
- ・土地や建物登記簿のうち、表題部の所在地

ご自分で変更手続きを  
していただくもの

- ・土地、建物等の不動産所有者の住所変更登記
- ・抵当権者等の表示変更登記
- ・会社等の法人及び代表者等の住所変更登記
- ・運転免許証の住所変更
- ・在留カード、又は特別永住者証明書の住所変更届
- ・風俗営業許可証の住所変更申請書
- ・マイナンバーカードの住所変更
- ・その他の許可、認可を受けている場合

**Q 住居表示に伴う運転免許証などの変更する手続きの手数料は個人負担？**

A 基本的には、手数料は無料となります。市民課では、住居表示事業で住所がどのように変更されたかを証明する「住居表示証明書」を無料で発行することができます。この証明書は、実施日からいつでも無料で発行しています。

**住居表示に関連する法律より抜粋**

7条（手数料その他の徴収金に関する特例）

住居表示の実施並びに、市町村の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。